

千葉市告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年4月21日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
千葉メンタルクリニック	千葉市稲毛区稲毛東 1-18-7 2階	令和5年4月1日
(歯科)		
浅間堂歯科医院	千葉市稲毛区稲毛東 4-2-20	平成30年2月1日
(薬局)		
薬局くすりの福太郎 幕張本郷6丁目店	千葉市花見川区幕張本郷 6-24-21	令和5年3月1日
(訪問看護)		
レジリエ訪問看護ステーション	千葉市若葉区桜木北 3-16-10 ベルハイム 1階	令和5年4月1日